

新型コロナウイルス感染症対策について

令和 2 年 5 月 15 日

桜井市新型コロナウイルス対策本部

政府の5月14日付緊急事態宣言の解除に伴う基本的対処方針の変更及び奈良県新型コロナウイルス感染症対策方針の変更を踏まえ、桜井市新型コロナウイルス対策本部会議(以下「本部会議」という。)を開催しました。現在、新規感染者の発生は、次の感染者増加の危険性は存在するものの、県内、近隣地域、全国で低下傾向にあり、活動自粛による地域社会経済へのダメージを考えると、「感染拡大防止」に努めながら、「社会経済活動の自粛緩和」を共に行う体制への移行を検討すべきものと思われまます。そのことから下線部の通り対策方針を改定することといたしました。

1. 市立小中学校、幼稚園

(1)市立小中学校及び市立幼稚園の臨時休業について

市立小中学校及び市立幼稚園について、4月10日(金)から5月31日(日)までの期間は、「5.市内の感染症発生状況ごとの下記施設の臨時休業に関する基本的な考え」を適用せず、次のとおり臨時休業を行う。

区 分	中学校	小学校	幼稚園
臨時休業の期間	4月10日(金)から5月31日(日)まで臨時休業とする	4月10日(金)から5月31日(日)まで臨時休業とする	4月10日(金)から5月31日(日)まで臨時休業とする
臨時休業中の預かりについて	なし	次の対象児童について実施する ・特別な事情がある場合(※1)	次の対象児童について実施する ・特別な事情がある場合(※1)

※1 特別な事情とは次のとおりとする

保護者が、医療従事者である等社会の機能を維持するために就業を継続することが必要な方の場合、及び、ひとり親家庭などで仕事を休むことが困難な場合や、その他やむを得ない理由がある場合。

(2)臨時休業中の預かりについては、上記※1の特別な事情がある場合に行う。加えて、以前から実施している可能な限り家庭で過ごしていただく要請を引き続き行う。

(3)感染症患者の発生に係る、臨時休業中の預かりの中止について

①当該施設で感染症患者が発生した場合

当該施設の預かりを中止する。

②市内で、複数のクラスター感染や市中感染となった場合

本部会議が全ての市立小学校及び市立幼稚園の預かり中止を検討する

(4)市立小中学校及び市立幼稚園の6月1日(月)からの再開に向けての準備

市立小中学校及び市立幼稚園について、6月1日(月)からの再開に向けて、これまで行ってきた感染症対策を継続し、5月18日(月)から、週に1回程度の登校(園)日を実施する。

2. 学童保育所

(1)家庭保育の要請

市立小学校及び市立幼稚園の臨時休業中の保育については、1の(1)※1の特別な事情がある場合に行う。加えて、以前から実施している可能な限り家庭で過ごしていただく要請を引き続き行う。

(2)業務について

平日については開所時間を通常より1時間早めて業務を行う。

・業務時間 13:30 から 18:30(延長の場合は 19:00)※終了時間は通常通り

・学校の再開に合わせて、6月1日(月)から通常どおりの開所を行う

(3)児童に発熱等の風邪症状がみられる場合は、通所を控え、自宅での療養や適切な受診を求める。

(4)当該学童保育所内で感染症患者が発生した場合、又は、市内で、複数のクラスター感染や市中感染となった場合は「5. 市内の感染症患者発生状況ごとの下記施設の臨時休業に関する基本的な考え」のとおりとする。

3. 市立保育所

(1)家庭保育の要請

可能な限り家庭で保育していただくよう引き続き要請を行う。

(2)児童に発熱等の風邪症状がみられる場合は、通所を控え、自宅での療養や適切な受診を求める。

(3)当該保育所内で感染症患者が発生した場合、又は、市内で、複数のクラスター感染や市中感染となった場合は「5. 市内の感染症患者発生状況ごとの下記施設の臨時休業に関する基本的な考え」のとおりとする。

4. 市内行事と施設の取り扱い

(1)市主催以外の行事・イベント開催については、5月18日(月)から次のように緩和する。

① 少人数(50人程度以下)のイベントは、次の感染防止対策の徹底を条件に、開催する。

i 三つの密(密閉、密集、密接)の回避を徹底すること。

ii 大声での発声、歌唱や声援、近接した距離での会話等が原則想定されないこと。

iii 適切な感染防止対策(入場者の制限や誘導、手指の消毒設備の設置、マスクの着用、室内の換気等)が講じられること

② ①の感染防止対策を行うことができないイベントは、引き続き、中止、延期または規模縮小等の検討を要請する。

(2)市が主催するイベントも、少人数イベントについては、順次開催する。

(3)市有施設の再開について

感染防止対策を講じて再開することとし、困難な場合はしばらくの間、再開を見合わせる。

<u>再開する施設</u>	<u>再開を見合わせる施設</u>
<u>5月18日(月)から</u>	
<p><u>○【まほろばセンター(エルト桜井 2 階)】</u> ・貸館 ・講座(一部) ・市民活動交流拠点(フリースペースのみ)</p> <p><u>○【市立図書館】</u> ・桜井市内に在住する方のみを対象とした、本の貸出及び返却業務 ・貸館</p> <p><u>○【総合福祉センター】</u> ・貸館</p> <p><u>○【芝運動公園】</u></p> <p><u>○【初瀬観光センター】</u></p> <p><u>○【観光案内所(桜井駅北口)】</u></p>	<p><u>○【まほろばセンター(エルト桜井 2 階)】</u> ・講座(一部) ・ひみっこぱーく ・高校生の自習室・交流スペース ・ドレミの広場 ・健康ステーション ・市民活動交流拠点の会議室</p> <p><u>○【総合体育館、市民体育館】</u></p> <p><u>○【桜井市保健福祉センター陽だまり】</u> ・つどいの広場</p> <p><u>○【総合福祉センター】</u> ・浴場</p>
<u>5月20日(水)から</u>	
<p><u>○【中央公民館】</u> ・貸館 ・4月募集の講座は9月から開講の見込み</p> <p><u>○【市民会館】</u></p> <p><u>○【埋蔵文化財センター】</u></p>	

5. 市内の感染症患者発生状況ごとの下記施設の臨時休業に関する基本的な考え

【施設名】 市立小学校、中学校、幼稚園、学童保育、市立保育所、その他公共施設

発生状況	①施設内で感染症患者が発生した場合	②複数のクラスター感染や市中感染となった場合	③市内で単体の感染症患者が発生した場合
休業の方法	感染症患者が発生した当該施設の全部又は一部を臨時休業とする	上記施設について本部会議で臨時休業を検討する	休業しない

6. 市職員(教職員、保育士等を含む)の勤務について

- (1)市職員に微熱を含む発熱等の風邪症状が見られる場合、当該職員は、休暇を取得し、外出を控える。同居する家族に患者・感染者が発生した場合や、厚生労働省による受診の目安に該当する症状が見られる場合も同様とする。
- (2)市職員に感染が確認された場合、当該職員や濃厚接触者等が勤務する部署及び周辺の部署を一時的に閉鎖し、必要な市民サービスは、可能な限り他のスペースに窓口を設置して対応する。
- (3)患者・感染者との接触機会を減らす観点から、公共交通機関を利用する職員の時差出勤を認める。市内事業者や団体にも、同様の配慮を求める。
- (4)市民と接する機会の多い窓口職員を中心に、可能な限りマスクの着用を勧める。
- (5)業務により交代制による在宅勤務を取り入れ、出勤者数の抑制を図る。

7. 国及び県との連携

感染拡大防止に向け、政府や県(中和保健所を含む)との情報共有と連携を密にし、引き続き、市行政として行いうる対策に全力で取り組む。

8. 医師会及び市内医療機関との連携

感染拡大防止に向け、医師会及び市内医療機関と情報共有を密にし、今後の発生段階に合わせた必要な体制が取れるよう連携協力を進める。

以上

注 釈

第 13 報からの変更点(下線のある箇所)

- 政府の 5 月 14 日付緊急事態宣言の解除に伴う基本的対処方針の変更及び奈良県新型コロナウイルス感染症対策方針の変更を踏まえ、「感染拡大防止」に努めながら、「社会経済活動の自粛緩和」を共に行う体制へ移行することを表記
- 学校施設の 6 月 1 日(月)の再開に向け準備を行うことを表記
- 学童保育について 6 月 1 日以降、学校の再開に合わせた通常業務を行うことを表記
- 行事、イベント開催の緩和
- 再開する公共施設及び再開未定の公共施設について表記